

日本医学放射線学会医学物理士認定制度規定施行細則

平成 1 2 年 1 月 1 日施行
第 1 回改正 平成 1 4 年 1 2 月 2 5 日

(目 的)

第 1 条 日本医学放射線学会医学物理士認定制度規定（以下、規定という）の施行にあたり、規定に定められた以外の事項については、本施行細則（以下、細則という）に従うものとする。

(認定試験の受験資格及び認定の申請資格における経験)

第 2 条 規定第 3 条および第 4 条の医学における経験とは、基礎および臨床におけるものならびに医用設備および装置の開発・研究に関するものとする。

(医学物理士の永年資格)

第 3 条 規定第 1 1 条によって医学物理士の永年資格を認める際は、次の各号の条件を基準とする。

(1) 医学物理士としての業務に従事した期間が通算 1 0 年以上あること。

(2) 規定第 1 0 条の業績評価において、取得単位の基準を通算 3 回以上満足していること。

(細則の変更)

第 4 条 この細則の変更は、日本医学放射線学会理事会の議決を得て発効する。

(附 則)

1 . この細則は平成 1 4 年 1 2 月 2 5 日より実施する。